

感染予防に努めながら

今まで経験のない、感染症（コロナ）と共に迎えた新年ですが、皆様良いお正月を過ごされましたか。1月中旬に入り、関西圏でも緊急事態宣言が発令される中での3学期となりましたが、昨年（2020年）の4月5月と違い、コロナの感染予防に努めながら普段の学校生活を送ることになります。三密回避やマスクの着用、手洗い励行など基本的なことを、面倒がらずに（これも働く上で大切なことです）取り組んでいきましょう。



3年生の卒業後の就労支援について

3月5日の卒業式を終えると、企業に就職する人は、3月中旬から働き始める人もいますし、4月1日の新年度が始まってから仕事が始まる人もいます。このように勤務初日までの期間はそれぞれですが、その期間は、地域の就労支援センターに登録をする良い機会です。（注：生徒によっては、在校中に登録が終わっている人もいます。）

就労支援センターって何？という方もいるかもしれませんが、3年生の夏休みに地域のハローワークで行った進路相談に同席していたのが、ハローワークの職員と、支援センターの支援員です。登録にあたっては、まずセンターへ電話をして、登録をしたい旨を伝え、登録（面接）日を決めてください。保護者の方の同席も必要です。その際には、卒業式後に渡される移行支援計画を持参してください。

面接の時には、2月の内定実習の時の職場の様子を伝えたり、勤務を始めるにあたり不安に思っていることなど遠慮せずに相談をしてアドバイスをもらうといいでしょう。また入社後に、会社で雇用契約書や労働条件通知書（求人票と違い本人の氏名



が書かれた書類で、勤務時間や休日、給与の額や支払日などが記載されています）をもらった場合は、後日センターへ持参しておくといいでしょう。また、卒業後、同窓会総会の案内に同封されるアンケートと共に、この書類のコピーを学校へ送っていただくと助かります。

卒業時点では、順調に働き始められそうと思っているかもしれませんが、実習でお世話になった上司や同僚の方が異動になって職場の雰囲気が変わったり、新しい業務を任された

りすることもあります。そんな時に、気軽に相談できるのが支援センターですから、「転ばぬ先の杖」としてセンター登録をお勧めします。